

高額療養費制度ご利用の患者さんへ

この制度は病院会計窓口での医療費の支払いが高額となり、高額療養費に達した方へ、その自己負担額を超えた分について払い戻しが受けられる制度です。自己負担額は年収によって5段階に設定されています。

【自己負担額について】

- ① 区分ア（標準報酬月額 83 万円以上の方）
252,600 円 + (総医療費-842,000) × 1% + 保険外（食事代・病衣代等）
- ② 区分イ（標準報酬月額 53 万円～79 万円の方）
167,400 円 + (総医療費-558,000) × 1% + 保険外（食事代・病衣代等）
- ③ 区分ウ（標準報酬月額 28 万円～50 万円の方）
80,100 円 + (総医療費-267,000) × 1% + 保険外（食事代・病衣代等）
- ④ 区分エ（標準報酬月額 26 万円以下の方）
57,600 円 + 保険外（食事代・病衣代等）
- ⑤ 区分オ（低所得者・被保険者が市町村民税の非課税者等）
35,400 円 + 保険外（食事代・病衣代等）

【計算方法について】

- (1) 各医療機関ごとに申請が必要です。
- (2) 1ヶ月（1日～月末）ごとに申請が必要です。
- (3) 入院・外来は別計算になります。
- (4) 診療科別の計算になります。

【申請先】

- 全国健康保険協会管掌健康保険 → 健康保険協会
組合管掌保険 → 所属保険組合
共済組合 → 所属保険組合
船舶保険 → 船舶所有者住所地の都道府県または社会保険事務所
国民健康保険 → 市区町村の役所

【持参するもの】

- 健康保険証
- 印鑑（朱肉を使用するもの）
- 銀行の預通帳又は口座番号などの控え
- 病院の領収証（調剤薬局の領収書）

ご不明な点等ございましたら、療養・福祉相談室までご連絡ください。
横浜市立みなと赤十字病院 療養・福祉相談室
電話 045-628-6317